

皆野町告示第15号

地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により次のとおり公示し、当該地域計画（案）を縦覧に供する。

なお、当該地域計画（案）については、縦覧期間満了の日まで皆野町長に対して意見書（当該地域計画（案）の利害関係人に限る。）を提出することができる。

令和7年3月11日

皆野町長 黒澤 栄則



記

- 1 地域計画を定める区域
(1) 国神区、(2) 戦場・土京区
- 2 縦覧場所
皆野町役場産業観光課
- 3 縦覧期間
自 令和7年3月11日 至 令和7年3月24日
- 4 縦覧時間
自 午前8時30分 至 午後5時15分
- 5 地域計画（案）に係る意見書の提出先
皆野町役場産業観光課
- 6 意見書の提出について
 - ・ 書面での提出に限ります。電話等での意見には受付られません。
 - ・ 意見書に対する個別回答は行いません。意見反映については内容を精査し地域計画の告示で行います。